

報道発表資料

平成17年12月26日
 厚生労働省医薬食品局
 審査管理課化学物質安全対策室
 室長 佐々木 弥生(2421)
 室長補佐 野村 由美子(2910)
 担当 田中 里依 (2424)
 電話代表 03-5253-1111

平成16年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告について

厚生労働省は、家庭用品等に係る健康被害の実態を把握し公表することにより、家庭用品の安全対策を一層推進することを目的として、家庭用品に係る健康被害病院モニター報告制度を実施しており、皮膚科領域8病院、小児科領域7病院、(財)日本中毒情報センターの協力を得て健康被害情報を収集している。今般、平成16年度におけるこれらの病院等からの健康被害情報について家庭用品専門家会議(危害情報部門)(座長:新村真人 東京慈恵会医科大学皮膚科名誉教授)において検討し、その結果がとりまとめられた。概要は別添のとおりである。

厚生労働省としては、地方公共団体、関係業界団体等に対し本報告を周知するとともに、引き続き本制度を通じ、家庭用品に含有される化学物質による健康被害の実態の把握と情報提供等を図ることとする。

(別添)平成16年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告(概要)

本制度は、モニター病院(皮膚科8施設、小児科7施設)の医師が家庭用品等による健康被害と考えられる事例(皮膚障害、小児の誤飲事故)について、また、(財)日本中毒情報センターが収集した家庭用品等による吸入事故等と考えられる事例について、それぞれ厚生労働省に報告する方法により行っているものである。

平成16年度に報告された事例の件数は、皮膚科151件(前年度194件)、小児科626件(同859件)、吸入事故等724件(同742件)で合計1,501件(同1,795件)であった。

1. 家庭用品等に係る皮膚障害に関する報告

(1) 調査結果の概要と考察

- ・皮膚障害の原因となった家庭用品等の種類は、洗剤が36件(21. 1%)、装飾品が35件(20. 5%)、ゴム・ビニール手袋が17件(9. 9%)等であった(参考参照)。
- ・性別では、女性が110件(72. 8%)と大半を占めた。そのうち30代の女性が30件と全体の19. 9%を占め、性別・年齢別では最も多かった。
- ・皮膚障害の種類は、アレルギー性接触皮膚炎が62件(41. 1%)、KTPP型の手の湿疹が33件(21. 9%)、刺激性皮膚炎が24件(15. 9%)等であった。
- ・1病院あたりの報告件数は年間19件であった。

注)KTPP(keratodermia tylodes palmaris progressiva:進行性指掌角皮症)

手の湿疹の一種で、水仕事、洗剤等の外的刺激により起こる。まず、利き手から始まることが多く、皮膚は乾燥し、落屑、小亀裂を生じ、手掌に及ぶ。程度が進むにつれて角質の肥厚を伴う。

- ・報告件数の多い製品の種類、性別・年齢別、障害の種類の内訳等は例年と同様の傾向であった。

家庭用品との接触部位に痒み、湿疹等の症状が発現した場合には、原因と考えられる家庭用品の使用を極力避けることが望ましい。再度使用して同様の症状が発現する場合には、同一の素材のものの使用は避

けることが賢明であり、症状が改善しない場合には、早急に専門医の診療を受けることを推奨する。また、日頃から使用前には必ず注意書をよく読み、正しい使用方法を守ること、自己の体質について認識し、製品の素材について注意を払うことが重要である。

(2) 製品別の結果と考察

(洗剤)

- ・洗剤に関する報告件数は36件(21. 1%)であり、そのうち台所用洗剤が20件と過半数を占めた。
- ・障害の種類は、KTPP型の手の湿疹が22件と最も多かった。

洗剤を使用する際には希釈倍率に注意する等、使用上の注意・表示をよく読んで正しい使用方法を守ることが第一である。また、必要に応じて、保護手袋を着用することや、使用後にクリームを塗ることなどの工夫も有効と思われる。それでもなお、症状が発現した場合は、原因と考えられる製品の使用を中止し、早急に専門医の診療を受けることを推奨する。

(装飾品)

- ・装飾品に関する報告件数は35件(20. 5%)であり、製品別の内訳は、ネックレスが16件、ピアスが13件、指輪が2件等であった。
- ・障害の種類は、アレルギー性接触皮膚炎が22件と最も多かった。
- ・金属の装飾品について、19件のパッチテスト施行例が報告され、前年度同様ニッケルにアレルギー反応を示した例が最も多く12件であった。

汗を大量にかく可能性のある時には装飾品類をはずすことが望ましい。また、ピアスは表皮より深部に接触する可能性が高いため、初めて装着したり、種類を変更したりした後には、症状の発現に特に注意して使用する必要がある。

症状が発現した場合には、原因製品の装着を避け、装飾品を使用する場合には別の素材のものに変更することが症状の悪化を防ぐ上で望ましい。また、早急に専門医の診療を受けることを推奨する。

(その他)

- ・今年度は、ブラウス、靴下の繊維製品による健康被害の報告の増加が目立った。
- ・また、新たに矯正下着等伸縮性の強いものや繊維以外のシリコン等新しい材質の下着による健康被害の報告があった。

2. 家庭用品等に係る小児の誤飲事故に関する報告

(1) 調査結果の概要と考察

- ・誤飲事故の原因となった家庭用品等の種類は、タバコが226件(36. 1%)、医薬品・医薬部外品が97件(15. 5%)等であった(参考参照)。
- ・性別では、男児が319件と51. 0%を占め、男女の差はほとんどなかった。年齢別では、6~11ヶ月が最も多く232件(37. 1%)、次いで12~17ヶ月が145件(23. 2%)であった。
- ・誤飲事故の発生は、夕刻以降に増加する傾向が見られ、全体の約52. 2%が午後4時から午後10時の間に発生していた。
- ・1病院あたりの報告件数は、89件であった。
- ・報告件数の多い製品の種類、性別・年齢別、発生時刻の内訳等は例年と同様の傾向であった。

乳幼児は、身の回りのあらゆるものを見つけて口に入ってしまうことから、保護者は誤飲する可能性のあるものを極力子供が手にする可能性のある場所に置かないことが最も有効な対策である。乳幼児の口に入るサイズはおよそ直径3cmといわれており、このサイズ以下のものには注意が必要である。特に報告事例が多く、重篤な事例に陥る可能性のあるタバコや医薬品・医薬部外品等の管理には注意を怠らないよう努める必要がある。

(2) 製品別の結果と考察

(タバコ)

- ・タバコに関する報告件数は226件(36. 1%)で、小児科報告件数の約4割を占めた。

- ・生後6～11か月の乳児の事故が138件と、発生が特定の時期に集中しており、さらに12～17か月の幼児の事故とあわせると報告例の大半を占めた(196件)。

タバコや灰皿は乳幼児の手の届かないところに保管すること、飲料の空き缶等を灰皿代わりに使用しないことなど、それらの取扱いや置き場所に配慮が必要である。特に子供が生後6か月から1年6か月の場合には細心の注意を払う必要がある。

(医薬品・医薬部外品)

- ・医薬品・医薬部外品に関する報告件数は97件(15.5%)であり、入院事例も報告された。
- ・タバコに比べ事故が発生する年齢層が広いが、特に1～2歳児に多く、報告件数は67件であった。

医薬品等の誤飲事故の大半は、保管を適切に行っていなかった場合や、保護者が目を離したときに発生していた。特に医薬品の誤飲では健康被害が発現する可能性が高く、時に重篤な障害をもたらすおそれがあるので、保管・管理に十分注意する必要がある。
販売時において、購入者に対する注意喚起を行う等の対応も重要である。

(その他)

- ・今年度は食品のうち酒類の誤飲が前年度より多く報告された(10件)。

3. 家庭用品等に係る吸入事故等に関する報告

(1) 調査結果の概要と考察

- ・吸入事故等の原因となった家庭用品等の種類は、殺虫剤類(医薬品等を含む)が168件(23.2%)、洗浄剤が97件(13.4%)、芳香・消臭・脱臭剤が73件(10.1%)等であった(参考参照)。
- ・性別では女性が376件と全体の51.9%を占め、男女の差はほとんどない。年齢別では、9歳以下の子供が317件(43.8%)と大半を占めた。
- ・製品の形態の内訳では、スプレー式の製品が280件(38.7%)(うち、ポンプ式128件)、次いで液体の製品が209件(28.9%)と件数が多くかった。
- ・報告件数の多い製品の種類、性別・年齢別、形態の内訳等は例年と同様の傾向であった。

今年度も(財)日本中毒情報センターには、吸入事故による子供の健康被害に関する問い合わせが多く寄せられた。保護者は家庭用品等の使用や保管には十分注意するとともに、製造事業者も子供のいたずらや誤使用等により吸入事故が生じないような対策を施した製品開発に努めることが重要である。

事故の発生状況をみると、使用方法や製品の特性について正確に把握していれば事故の発生を防ぐことができた事例やわずかな注意で防ぐことができた事例も多数あったことから、消費者も日頃から使用前には必ず注意書をよく読み、正しい使用方法を守ることが重要である。

製造事業者は、より安全性の高い製品開発に努めるとともに、消費者に製品の特性等について表示等により継続的な注意喚起をし、適正使用方法の推進を図る必要がある。

行政においては、一般使用者における安全使用を徹底する観点から、必要な措置を講ずるべきである。

(2) 製品別の結果と考察

(殺虫剤)

- ・殺虫剤(医薬品等を含む)に関する事例は168件(23.2%)であった。

特に近年はハチ・アブ等の駆除を目的とした強力噴射タイプのエアゾール等、新たな商品も販売されている。使用前に製品表示を熟読し、よく理解した上で正しく使用するべきであり、保管、廃棄の際にも注意が必要である。

(洗浄剤・洗剤、漂白剤)

- ・洗浄剤・洗剤に関する事例は129件(17.8%)であり、そのうち最も多かったのが、塩素系の製品で57件であった。
- ・製品の形態の内訳では、ポンプ式スプレー(67件)が最も多かった。
- ・漂白剤に関する事例は59件であり、そのうち塩素系が52件と大半を占めた。

被害を防ぐには、換気を十分に行う、適正量を使用する、マスク等の保護具を使用することが重要である。また、塩素系の洗浄剤・漂白剤と酸性洗浄剤の混合使用など複数の洗浄剤の使用による塩素ガスの発生にも注意が必要である。

(その他)

- ・今年度は、防水スプレーの報告が14件と前年度より若干多く報告された。

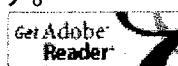
[参考]平成16年度・分野別・家庭用品による健康被害のべ報告件数
(上位10品目及び総計)

皮膚障害		小児の誤飲事故		吸入事故	
洗剤	36 (21.1%)	タバコ	226 (36.1%)	殺虫剤	168 (23.2%)
装飾品	35 (20.5%)	医薬品・医薬部外品	97 (15.5%)	洗浄剤	97 (13.4%)
ゴム・ビニール手袋	17 (9.9%)	玩具	46 (7.3%)	芳香・消臭・脱臭剤	73 (10.1%)
下着	11 (6.4%)	金属製品	46 (7.3%)	漂白剤	59 (8.1%)
洗浄剤	9 (5.3%)	プラスチック製品	28 (4.5%)	園芸用殺虫・殺菌剤	48 (6.6%)
ベルト	8 (4.7%)	洗剤・洗浄剤	24 (3.8%)	消火剤	43 (5.9%)
時計バンド	7 (4.1%)	化粧品	22 (3.5%)	洗剤	32 (4.4%)
時計	5 (2.9%)	電池	21 (3.4%)	除草剤	20 (2.8%)
スポーツ用品	5 (2.9%)	硬貨	20 (3.2%)	灯油	14 (1.9%)
ブラウス・靴下	4 (2.3%)	食品類	19 (3.0%)	防水スプレー	14 (1.9%)
総計	171(100.0%)	総計	626(100.0%)	総計	724(100.0%)

平成16年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告
(1~36ページ(PDF:488KB) 37~41ページ(PDF:544KB))

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。
Adobe Readerは無料で配布されています。

(次のアイコンをクリックしてください。)



トップへ

報道発表資料 厚生労働省ホームページ

戻る

2.家庭用品等に係る小児の誤飲事故に関する報告

(1)原因家庭用品等種別の動向

小児の誤飲事故の原因製品としては、「タバコ」が226件(36.1%)で最も多かった。次いで「医薬品・医薬部外品」が97件(15.5%)、「玩具」及び「金属製品」がそれぞれ46件(7.3%)、「プラスチック製品」が28件(4.5%)、「洗剤・洗浄剤」が24件(3.8%)、「化粧品」が22件(3.5%)、「電池」が21件(3.4%)、「硬貨」が20件(3.2%)、「食品類」が19件(3.0%)であった(表4)。

報告件数上位10品目までの原因製品については、順位に若干の変動はあるものの、例年と概ね同じ品目により占められていた。また、上位2品目については、小児科のモニター報告が始まつて以来変化がなく、本年も同様であった(図2)。

(2)各報告項目の動向

障害の種類については、恶心、嘔吐、腹痛、下痢等の「消化器症状」が認められたものが73件(11.7%)と最も多かった。次いで意識障害、ふらつき等の「神経症状」が認められたものが22件(3.5%)となっていた。全体として、症状の発現が見られたものは133件(21.2%)であったが、これらには複数の症状を認めた例も含んでいた。本年度は幸い命が失われるといった重篤な事例はなかったが、「入院」、「転科」及び「転院」となったものが16件あった。それ以外はほとんどが「帰宅」となっていた。

誤飲事故発生時刻については、例年同様夕刻以降に発生件数が増加するという傾向が見られ、午後4時～10時の時間帯の合計は304件(52.2%:発生時刻不明を除く報告件数に対する%)であった(図3)。

誤飲事故発生曜日については、曜日間による差は特に見られなかった。

(3)原因製品別考察

1)タバコ

平成16年度におけるタバコの誤飲に関する報告件数は226件(36.1%)であり、依然全報告例の約4割を占めていた。その内訳を誤飲した種別で見ると、タバコ134件、タバコの吸い殻80件、タバコの溶液12件となっていた。

タバコを誤飲した年齢について見ると、例年と同様、ハイハイやつかまり立ちを始める6～11か月の乳児に報告例が集中しており、138件(61.1%)にのぼった。これに12～17か月の幼児(58件)と合わせると86.7%を占めた(図4)。

乳幼児は1歳前後には独立で室内を移動できるようになり、1歳6か月以降には動きも早くなって、両手で容器を持ち飲水できるようになる。タバコの誤飲事故の大半は、この1歳前後の乳幼児に集中してみられ、この時期を過ぎれば急激に減少する。期間にしてわずか1年に過ぎないこの期間に注意を払うことにより、タバコの誤飲事故は大幅に減らすことができるはずである。子供の保護者は、この時期に、タバコ、灰皿を子供の手の届く床の上やテーブルの上等に放置しないこと、飲料の空き缶等を灰皿代わりに使用しないこと等、その取扱いや置き場所に細心の注意を払うことが必要である。更に、保護者など周囲の人が禁煙する、あるいは家庭における喫煙を中止することにより、乳幼児のいる環境からタバコを遠ざけていくことが重要である。なお、特に、タバコ水溶液の場合はニコチンが吸収され易い状態にあるので、タバコ水溶液の誤飲の原因となりかねないジュースの空き缶を灰皿代わりにするなどの行為は避けるべきである。

タバコの誤飲による健康被害を症状別に見ると、症状を訴えた38件中、消化器症状の訴えがあった例が29件と最も多かった。9割以上が受診後帰宅している。幸いなことに大事には至らなかつたが、入院の事例が1件報告されている。

来院前に応急処置を行つた事例は101件あった。行つた処置としては「かきだした・拭いた」事例が、38件と最も多かった。応急処置として、何らかの飲料を飲ませた例は16件あった。タバコの誤飲により問題となるのは、タバコに含まれるニコチン等を吸収してしまうことである。タバコを吐かせるのはニコチン等の吸収量を減らすことができるので有効な処置であるが、この際飲料を飲ませると逆にニコチンが吸収され易くなってしまう可能性